

「物流テーマ」における製配販の取組み

～「フードサプライチェーン・サステナビリティ・プロジェクト（FSP）」の活動について～

2024年 11月 1日



一般社団法人 日本加工食品卸協会

一般社団法人 日本加工食品卸協会 概要・沿革

- **沿革**
 - 1905年（明治38年） 大日本缶詰業連合会 設立
 - 1922年（大正11年） 缶詰普及協会 設立
 - 1927年（昭和 2年） 社団法人日本缶詰協会 設立
（現在の「日本缶詰びん詰レトルト食品協会」）
 - 1966年（昭和41年） 日本缶詰協会の内販部会342社が結集分離し
「全国缶詰問屋協会」が発足
 - 1977年（昭和52年） 日本加工食品卸協会 設立
 - 1993年（平成 5年） 農林水産省の社団法人化
 - 2012年（平成24年） 一般社団法人日本加工食品卸協会に組織変更

- **代表理事**

会 長	國分 晃	（国分グループ本社株式会社 代表取締役 社長執行役員COO）
副会長	岡本 均	（伊藤忠食品株式会社 代表取締役 社長執行役員）
副会長	京谷 裕	（三菱食品株式会社 代表取締役社長）
副会長	服部 真也	（株式会社日本アクセス 代表取締役社長 社長執行役員）

- **加盟会員**

正会員	94社
事業所会員	97社
賛助会員	126社
団体賛助会員	3団体（2024年9月末日現在）

本日の報告内容

1. 「物流テーマ」における製配販3層の連携

「フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト（FSP）」

2. 物流の法規制化の動向と製配販の対応

3. サプライチェーン全体を繋ぐ情報流の現状と課題

(1) 加工食品流通業界の情報流の現状

(2) メーカー・卸間の次世代標準EDIの検討

(3) 「事前出荷情報（ASN）」の検討

1. 「物流テーマ」における製配販3層の連携

(連携の経緯)

- ・2019年7月 全日本トラック協会食料品部会から受注日翌日納品から翌々日納品へのリードタイム延長要望
- ・2019年9月 日食協「リードタイム（LT）延長化について」
- ・2020年6月 製・配・販連携協議会 ロジスティクス最適化WG
LT延長問題「基本的な考え方と取組の方向性」
- ・2020年12月 食品メーカー8社と卸6社の共同ワーク開始
～
・受注締め時間後倒しの実証実験
- ・2021年10月 製配販各層が取り組むべき施策を取りまとめ
- ・2022年4月 FSP会議発足 – 製配販3層の取組み開始

・フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト（FSP会議）

① 目的

- ・フードサプライチェーン全体の使命である「生活者への途切れることのない食品供給」を将来にわたり維持発展させるために、先ずは喫緊の課題である「物流」課題の発掘とその解決策を製（製造業）、配（卸売業）、販（小売業）の三層でそれぞれの立場および個社の事情を超えて議論し、社会実装する。

② 構成メンバー

- ・小売業：日本スーパーマーケット協会（JSA）
全国スーパーマーケット協会（NSAJ）
オール日本スーパーマーケット協会（AJS）
SM物流研究会（2024年4月加盟）
- ・卸売業：日本加工食品卸協会（NSK）
- ・製造業：食品物流未来推進会議（SBM）
味の素、カゴメ、キッコーマン食品、キューピー
日清オイリオ、日清製粉ウェルナ、ハウス、ミツカン

F S P 会議の検討テーマ

製配販が連携する3つのアクションプラン！

アクション 1

店舗納品期限「2分の1 残し」への統一化と、それを前提としたメーカー・卸間納品期限のルール化

アクション 2

3層間の最適連携を目指す、小売・卸間、卸・メーカー間の定番発注締めめの時間調整

アクション 3

特売・新商品の確定数量化を可能にする、適正納品リードタイムの確保

メーカー・卸間 納品リードタイム・受注締め時間状況 (首都圏エリア：2024年8月現在)

1. 全賛助会員メーカー（120社）を対象とした構成

	LT1日		LT2日以上						合計			
	社数	構成比①	社数	構成比①	LT1日→LT2日		従来からLT2日				従来からLT3日以上	
社数					構成比①	社数	構成比①	社数	構成比①	社数	構成比①	社数
午前締	30	25.0%	56	46.7%	21	17.5%	28	23.3%	7	5.8%	86	71.7%
午後締	0	0.0%	34	28.3%	30	25.0%	0	0.0%	4	3.3%	34	28.3%
合計	30	25.0%	90	75.0%	51	42.5%	28	23.3%	11	9.2%	120	100.0%

2. 賛助会員メーカー中 従来LT1メーカー（81社）を対象とした構成

	現状でもLT1日		LT1日→LT2日		合計	
	社数	構成比②	社数	構成比②	社数	構成比②
午前締	30	37.0%	21	25.9%	51	63.0%
午後締	0	0.0%	30	37.0%	30	37.0%
合計	30	37.0%	51	63.0%	81	100.0%

3. 午後締LT2メーカーの受注締め時間

LT1日→LT2日		
受注締め時間	社数	構成比③
13:00	14	46.7%
14:00	11	36.7%
15:00	5	16.7%
合計	30	100.0%

■ 2023年3月16日 4社による記者発表会



- ① 持続可能な食品物流に向けた取り組みに関する発表
- ② **「首都圏SM物流研究会」発足の発表**

◆参加企業 16社（2024年8月末時点）

- ・2023年5月から(株)西友と(株)カスミがメンバーに加わり、6社に
- ・2023年10月から(株)いなげや、(株)原信、(株)ナルス、(株)東急ストアがメンバーに加わり、10社に
(「SM物流研究会」、「首都圏SM物流研究会」の2部制に変更)/
- ・2024年3月から(株)平和堂、(株)エコス、(株)たいらや、(株)マスダ、(株)与野フードセンターがメンバーに加わり、15社に
- ・2024年6月から(株)イトーヨーカ堂が加わり、16社に

今年度の主な取り組みは、以下の4点である

スピード感をもって取り組みを進めるため、取り組み項目別に

グループ分けして検討を進め、「研究会で全体共有→検討・決定→実行」を行う

#	取り組み項目	担当企業
1	パレット納品の拡大	マルエツ、ライフ、原信・ナルス
2	共同配送、空きトラックの有効活用	カスミ、西友、平和堂
3	生鮮物流における物流課題の解決	サミット、東急ストア、イトーヨーカ堂
4	チルド物流における物流課題の解決	ヤオコー、いなげや、エコスグループ

◆ 2024年 勉強会・意見交換会

研究会では、定期的な勉強会・意見交換会を行い、物流課題の解決に取り組んでいる

実施月	内容	今後
1月	商品マスタ標準化の取り組みについての勉強会	研究課題として、継続的に取り組む 今後も定期的な意見交換を行う 課題のある項目については、随時、研究会での議題として協議する
	青果物流についての意見交換会	
2月	バラ積み納品削減に向けた意見交換会（即席麺メーカー）	
	チルド加工食品物流についての意見交換会	
4月	バラ積み納品削減に向けた意見交換会（菓子メーカー）	
	チルド加工食品物流についての意見交換会（2回目）	
5月	青果物流についての意見交換会（2回目）	
7月	バラ積み納品削減に向けた意見交換会（即席麺メーカー2回目）	
9月	バラ積み納品削減に向けた意見交換会（菓子メーカー2回目）	
	バラ積み納品削減に向けた意見交換会（即席麺メーカー3回目）	

2. 物流の法規制化の動向と製配販の対応

～物流革新に向けた政策パッケージ・ガイドライン対応等～

「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」について (経済産業省資料より抜粋)

- 荷主、事業者、一般消費者が一体となって我が国の物流を支える環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、**令和5年3月31日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を設置。**
- 同年6月2日に第2回を実施し、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策をまとめた**「物流革新に向けた政策パッケージ」を決定。**



■ 総理指示（令和5年3月31日）

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラですが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題に直面しています。物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーに働き方改革の法律が適用されるまで、明日でちょうど1年となります。
- 一方、一人当たりの労働時間が短くなることから、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しております。
- これに対応するため、荷主・物流事業者間等の商慣行の見直しと、物流の標準化やDX・GX等による効率化の推進により、物流の生産性を向上するとともに、荷主企業や消費者の行動変容を促す仕組みの導入を進めるべく、抜本的・総合的な対応が必要です。
- このため、物流政策を担う国交省と、荷主を所管する経産省、農水省等の関係省庁で一層緊密に連携して、我が国の物流の革新に向け、政府一丸となって、スピード感を持って対策を講じていく必要があります。
- そこで、1年以内に具体的成果が得られるよう、対策の効果を定量化しつつ、6月上旬を目途に、緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として取りまとめてください。

＜構成員＞

議長 内閣官房長官
副議長 農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
構成員 内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全担当)
国家公安委員会委員長
厚生労働大臣
環境大臣

※上記のほか、公正取引委員会委員長の出席を求める。



「物流革新に向けた政策パッケージ」を決定（令和5年6月2日）

「物流革新に向けた政策パッケージ」

－ 6月2日の関係閣僚会議にて取りまとめ

1. 具体的な施策

(1) 商慣行の見直し

－ 荷待ち・荷役時間の削減、納品期限、多重下請構造、等

(2) 物流の効率化

－ 物流DX推進、物流標準化、速度規制引上げ、共同輸配送

(3) 荷主・消費者の行動変容

－ 荷主経営者層の意識改革、消費者の意識改革・行動変容を促す

2. 当面の進め方

(1) 2024年初 ・通常国会での法制化を含めた規制的措置の具体化

(2) 2023年末 ・再配達率「半減」に向けた対策
・業界・分野別の自主行動計画の作成・公表
・2030年に向けた政府の中長期計画の策定・公表

(3) 速やかに ・規制的措置の具体化を前提としたガイドラインの作成・公表

物流の適正化・生産性向上に向けた 荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン（概要）

（経済産業省資料より）

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

（1）実施が必要な事項

- ・荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握
- ・物流管理統括者の選定
- ・**荷待ち・荷役作業等時間**
- ・物流の改善提案と協力
- ・**2時間以内ルール/1時間以内努力目標**
- ・運送契約の書面化 等

（2）実施することが推奨される事項

- ・予約受付システムの導入
- ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化
- ・パレット等の活用
- ・共同輸配送の推進等による積載率の向上
- ・検品の効率化・検品水準の適正化・荷役作業時の安全対策 等

2. 発荷主事業者としての取組事項

（1）実施が必要な事項

- ・出荷に合わせた生産・荷造り等
- ・運送を考慮した出荷予定時刻の設定

（2）実施することが推奨される事項

- ・出荷情報等の事提供
- ・発送量の適正化 等
- ・物流コストの可視化

3. 着荷主事業者としての取組事項

（1）実施が必要な事項

- ・納品リードタイムの確保

（2）実施することが推奨される事項

- ・発注の適正化
- ・巡回集荷(ミルクラン方式) 等

4. 物流事業者の取組事項

（1）実施が必要な事項

- 共通事項
- ・業務時間の把握・分析
- ・長時間労働の抑制
- ・運送契約の書面化 等
- 個別事項（運送モード等に応じた事項）
- ・荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握
- ・トラック運送業における多重下請構造の是正
- ・「標準的な運賃」の積極的な活用

（2）実施することが推奨される事項

- 共通事項
- ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化
- ・賃金水準向上
- 個別事項（運送モード等に応じた事項）
- ・倉庫内業務の効率化
- ・モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進
- ・作業負荷軽減等による労働環境の改善 等

5. 業界特性に応じた独自の取組

業界特性に応じて、代替となる取組や合意した事項を設定して実施する。

ガイドライン対応の「加工食品業界 製配販行動指針」(FSP版)

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」対応の「加工食品業界製配販行動指針」(FSP版 23年10月時点)

ガイドライン項目	(内容)	取 組 み 事 項		
		①製-配連携 (メーカー→卸拠点 (小売DC含む))	②配-販連携 (専用DC→小売店舗)	③配-販連携 (卸拠点→小売TC)
1. 発着荷主共通取組み事項				
■ 物流業務の効率化・合理化				
①荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握	入出荷に係る荷待ち・荷役作業等にかかる時間を把握する	発着荷主双方で、荷待ち、荷役作業の実態を把握する 原則すべての拠点を把握する(日別、納品先別、時間、業務内容等)		
②荷待ち・荷役作業時間「2時間以内」ルール	・物流事業者に対し、長時間の荷待ちや運送契約にない荷役作業等をさせてはならない。 ・荷待ち荷役作業等にかかる時間が2時間以内となっている荷主は、目標1時間以内としつつ、更なる時間短縮に努める	(ゼロステップ) 附帯作業の定義(認識)を発着荷主・物流業者で合わせる (第一ステップ) 発着荷主それぞれの拠点で恒常的に2時間以上の荷待ち・荷役作業時間が発生している場合は、発・着・物が連携して、時間短縮を図る (第二ステップ) 1時間以内を目指す		
③物流管理統括者の選定	物流業務を統括する者(役員等)を選任し、物流の適正化・生産性向上に向け他部門との交渉・調整を行う	社内および社外に対して実効性を発揮する責任者を選任し、物流適正化・生産性向上を主導する		
④物流の改善提案と協力	・商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討・改善する ・荷待ち時間や附帯作業の合理化要請があった場合は、真摯に協議に応じ自らも積極的に提案する	各会議体(FSP、日食協物流問題研究会、首都圏SM物流研究会、SBM会議等)において情報を共有し、引き続き検討・改善を図る また、関連する業界・団体・企業に広く情報発信し、活動の推進・拡大を図る		
■ 運送契約の適正化				
⑤運送契約の書面化	運送契約は書面または電磁的方法を原則	運送事業者と契約書・覚書を適切に締結する		
⑥荷役作業等にかかる対価	・荷主は運転者が行う荷役作業料等を支払う者を明確化し、物流事業者に適正な料金を支払う ・自ら運送契約を行わない荷主事業者においても同様	物流事業者に適正に荷役作業料等が支払われるよう、発着荷主は真摯に協力する	契約した業務範囲外の荷役作業は、発着荷主で作業確認を行い適正料金を支払う	
⑦運賃と料金の別建て契約	運送の対価である「運賃」と、運送以外の役務等の対価である「料金」は別建てで契約を原則とする	発着荷主、物流事業者間で協議し、「料金」の詳細を定め、これを支払う	発着荷主、物流事業者間で運送以外の役務を要する事項は、契約書に明文化し、これを支払う	
⑧燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映	物流事業者から燃料サーチャージ、燃料費上昇、高速道路料金実費の料金反映を求められた場合は、適切に転嫁する	物流事業者から燃料サーチャージ、燃料費上昇、高速道路料金実費の料金反映を求められた場合は、協議の上、改定内容を契約書に明文化し、適正料金を支払う		
⑨下請取引の適正化	元請事業者が下請に出す場合、⑤～⑧の対応を求めるとともに、特段の事情なく多重下請が発生しないよう留意する	下請状況の実態を把握する		
■ 輸送・荷役作業等の安全の確保				
⑩異常気象時等の運行の中止・中断等	異常気象が発生または発生見込みの場合は無理な運送依頼を行わない。物流事業者が運行中止を判断した場合はこれを尊重する	異常気象が発生または発生見込みの場合は無理な運送依頼を行わない。物流事業者が運行中止を判断した場合はこれを尊重する		

実施が必要な事項

ガイドライン対応の「加工食品業界 製配販行動指針」(FSP版)

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」 対応の「加工食品業界製配販行動指針」(FSP版 23年10月時点)

ガイドライン項目	(内容)	取 組 み 事 項		
		①製-配連携 (メーカー→卸拠点 (小売DC含む))	②配-販連携 (専用DC→小売店舗)	③配-販連携 (卸拠点→小売TC)
■物流業務の効率化・合理化				
⑪ 予約受付システムの導入	システムを導入し、荷待ち時間を削減する	待機削減効果が見込まれる場合は導入を進め、個別に生じる課題は、協議解決を図る		待機削減効果が見込まれる場合は導入を進め、個別に生じる課題は、協議解決を図る
⑫ パレット等の活用	パレット等の活用について提案があった場合には協議に応じ、積極的な活用を検討する	T-11型プラスチックパレット、ビールパレット等を標準とし、パレット納品を推進する		T-11型プラスチックパレットを標準とし、レンタルパレットでの納品も含め推進する
⑬ 入出荷業務の効率化に資する機材等の配置	・適正な数のフォークリフトや作業員等、荷役に必要な機材・人員を配置する ・入出荷業務の効率化を進めるためデジタル化・自動化・機械化に取組む	・着荷主は、フォークリフトや作業員の不足により作業が滞らないよう適切な措置を取る ・納品伝票電子化の実現に取組む		・一定物量以上の納品は、手降ろしから搬送仕向への積付け納品に切替を推進する ・伝票レスと受領データを推進する
⑭ 検品の効率化・検品水準の適正化	検品の効率化・適正化を推進し、返品に伴う輸送や検品時間を削減する	SKU特性 (出荷量 在庫量) に応じた出荷単位を設定し、検品頻度を削減する ASNを活用した検品レスの実現に取り組む		
⑮ 物流システムや資機材 (パレット等) の標準化	データ・システムの仕様やパレットの規格等について標準化を推進する	・T-11型プラスチックパレット、ビールパレット等を標準とし、パレット納品を推進する ・標準化された納品伝票電子化の実現に取組む	・T-11型プラスチックパレットを標準とし、レンタルパレットでの納品も含め推進する ・伝票レスと受領データを推進する	
⑯ 輸送方法・輸送場所の変更による輸送距離の短縮	幹線輸送と集荷配送の分離、集荷・配送先の集約等を実施する	着荷主と先行在庫、マザーセンター化を検討する	店舗配送を効率化する手段として、サテライト拠点からの店舗配送を検討する	得意先センターから距離が近い卸と同居もしくは共同物流を検討する
⑰ 共同輸配送の推進等による積載率の向上	他に荷主との連携や積合せ輸送の実施により、積載率を向上する	・車両の相互活用を検討する ・共配荷主の配送条件の調整を行う (リードタイムや納品時間・曜日等)	エリア・方面別に共同店舗配送を検討する	・納品先センターより引取り物流を推進する ・他企業との共同TCセンター・店舗配送を検討する
■運送契約の適正化				
⑱ 物流事業者との協議	運送契約の条件に関して、積極的に協議の場を設ける	最低限年1回は物流事業者との契約条件に関する協議機会を設ける		
⑲ 高速道路の利用	拘束時間削減のため、高速道路を積極的に利用する	拘束時間の短縮が見込める際は、配送ルート再設定を検討する	拘束時間の短縮が見込める際は、店着時間の変更と配送ルート再設定を検討する	納品先センターとの指定着荷時間から、計画的な高速道路利用を検討する
⑳ 運送契約の相手方の選定	物流事業者の選定にあたり、法令遵守状況や、働き方改革・安全性向上への取組みを考慮する	物流事業者の法令遵守状況や、安全性向上への取組みを定期的に共有する場を設ける		
■輸送・荷役作業の安全の確保				
㉑ 荷役作業時の安全対策	労災の発生を防止するための対策を講じるとともに、事故が発生した場合の賠償責任を明確化する	納品環境の安全確認を行い、必要に応じて改善を行う		

実施が推奨される事項

ガイドライン対応の「加工食品業界 製配販行動指針」(FSP版)

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」対応の「加工食品業界製配販行動指針」(FSP版 23年10月時点)

ガイドライン項目	(内容)	取組み事項			
		①製-配連携 (メーカー→卸拠点 (小売DC含む))	②配-販連携 (専用DC→小売店舗)	③配-販連携 (卸拠点→小売TC)	
2. 発荷主としての取組み事項		メーカーとして対応する事項	センター運営者として対応する事項	納入ベンダーとして対応する事項	
実施が必要な事項	■ 物流業務の効率化・合理化				
	①出荷に合わせた生産・荷造り等	出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷役時間を短縮する	出荷の庫内業務と配送業務の引き渡しルール化により、相互に負荷が偏らない運用を構築する		
	②運送を考慮した出荷予定時刻の設定	運転者が適切に休憩を取れるよう出荷予定時刻を設定する	1日の拘束時間と翌日運行開始までの休憩時間を考慮した配送ダイヤグラムを設定する		
	■ 物流業務の効率化・合理化				
	③出荷情報等の事前提供	物流事業者や着荷主の準備時間を確保するため、出荷情報等を早期に(可能な限り出荷の前日以前に)提供する。	・適切なリードタイム確保によって、必要な車両数を事前に物流事業者に案内する ・入荷予約システム運用拠点は、前日までに納品予定台数の予約を行う		
	④物流コストの可視化	着荷主との商取引において、基準となる物流サービス水準を明確化し、サービスの高低に応じてコストを上下させるメニュープライシング等の取組みを実施し、物流効率に配慮した発注を促す	「基準となる物流サービス水準の明確化」と「サービスに応じたコスト設定」につき、真摯に協議する(「物流事業者への還元」を原則とする)		
	⑤発荷主側の施設の改善	物流施設の集約、新增設、レイアウト変更等必要な改善を実施する		出荷準備、回収品の配置に十分なスペースを確保する	
	⑥混雑時を避けた出荷	渋滞や混雑を避け、出荷時間を分散させる	着荷主と協議し、効率化を検討する		
⑦発送量の適正化	日内・曜日・月波動の平準化や、隔日配送化・定曜日配送化等の納品日集約等を通じて発送量を適正化する	着荷主と協議し、納品量と頻度の適正化を検討する			
3. 着荷主としての取組み事項		受け入れるセンター側として対応する事項	小売業店舗として対応する事項	小売業TCセンターとして対応する事項	
実施が推奨される事項	■ 物流業務の効率化・合理化				
	①納品リードタイムの確保	輸送手段の選択肢を増やすために、納品リードタイムを十分に確保する	「納品日前々日の午後1時発注締め」を早期に実現し、最終的に「午後3時発注締め」を目標とする	「定番発注の卸受信時刻は納品日前日午前12時まで」「特売・新製品発注の卸受信日は納品日6営業日前まで」など、納品リードタイムを十分に確保したうえで、相対で定める	
	■ 物流業務の効率化・合理化				
	②発注の適正化	日内(朝納品の集中)・曜日・月波動の平準化や、適正量の在庫の保有・発注の大ロット化等を通じて発送を適正化する。取引先がメニュープライシングを用意している場合はそれを活用する	発荷主と協議し、納品量と頻度の適正化を検討する		
	③着荷主側の施設の改善	物流施設の集約、新增設、レイアウト変更等必要な改善を実施する	物量に応じた必要な接車可能バース数の設定を行う	物量、納品車格に応じた必要な荷受け場所の改善を行う	
	④混雑時を避けた納品	渋滞や混雑を避け、納品時間を分散させる	発荷主と協議し、効率化を検討する		
	⑤巡回集荷(ミルクラン方式)	着荷主が車両を手配し、巡回して集荷する方がより効率的となる場合は、発荷主と合意の上導入する	車両の相互活用、引取り物流を検討する		
5. 業界特性に応じた独自の取組み					
実施が必要な事項	①賞味期限の年月表示化		・賞味期間1年以上商品の早期賞味期間延長・年月表示化を実現する ・1年未満商品の年月化も検討する		
	②「1/2ルール」の完全実施		賞味期間180日以上以上の加工食品については、製配間の納品限度は「原則2/3残し」を推進する	賞味期間180日以上以上の加工食品については、配販間の納品限度は「原則1/2残し」を推進する	
	③EDIの推進		EDI受発注を推進する	・流通BMS受発注を推進する ・伝票レス納品を推進する	

日食協「物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」

2023年11月20日
一般社団法人 日本加工食品卸協会

物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画

一般社団法人日本加工食品卸協会は、「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を踏まえ、下記のとおり自主行動計画を定め、会員企業による物流の適正化・生産性向上に向けた取組みを推進するものとしします。

記

1. 物流の適正化・生産性向上は、1業種1企業だけの対応で成果をあげることは困難であり、発着荷主間の連携・協力があって達成されるものとの前提に立ち、製配販3層で組織するフードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト(「FSP会議(*1)」)において策定された「加工食品業界製配販行動指針(FSP版)」(別紙1)をもって当協会の自主行動計画とする。
2. 上記1に加え、荷待ち時間・荷役作業削減については、更に対応方針を明確にするため、当協会と食品物流未来推進会議(SBM会議)が取りまとめた「荷待ち・荷役作業削減に向けた加工食品業界の取組みガイドライン」(別紙2)の主旨に沿って行動するものとする。
3. 上記1及び2は今日時点での対応指針であり、今後の進捗の状況により、更なる適正化・生産性向上を目指して見直しを行っていくものとする。

以上

荷待ち・荷役作業削減に向けた 加工食品業界の取組みガイドライン

2023年10月制定

食品物流未来推進会議
(一社)日本加工食品卸協会 物流問題研究会
SM物流研究会

取組みガイドラインの項目内容

1. 長時間の荷待ち・荷役作業発生要因

- (1) アイテム数の増加
- (2) 着荷主事業者物流センターのバースや入荷作業場の狭隘化
- (3) バラ降ろしによるバースの占有
- (4) 先着順による入荷検品

2. 長時間の荷待ち

- (1) 荷待ち時間の定義
- (2) 長時間の荷待ちの削減施策
 - ① 入荷予約受付システムの利用促進
 - ② ASNデータの普及
 - ③ 入荷時間枠の見直し
 - ④ 車両の相互活用
 - ⑤ 先行在庫の検討
 - ⑥ 発注頻度の低減
 - ⑦ マザーセンター化の検討

取組みガイドラインの項目内容

3. 荷役作業

(1) 留意事項

(2) 荷役作業現場での安全対策

(3) フォークリフト作業

(4) 商品の整列作業

- ① 荷降ろし時、パレットに商品が単載(1アイテム1賞味期限)されている場合は、そのまま荷受けする。複数の商品がパレット上に混載され、そのままでは検品ができない場合、検品できる状態に商品を整列することは、発荷主事業者側の業務範囲とする。同一商品で複数の賞味期限が混在する場合も同様とする。
- ② 検品できる状態に商品を整列するために使用する積替え什器の種類は問わない(パレット/カートラック/カゴ車等)。ただし、什器は作業場付近にあらかじめ着荷主事業者側で用意しておき、保管場所までドライバーに取りにいかせてはならない。また、積替え後に所定の場所まで商品を搬送させることも不可とする。

(5) その他の作業

- ① ラベル貼付、所定の場所への二次移動、棚入れ、賞味期限入替え等の作業は、着荷主事業者側の業務範囲とする。
- ② 着荷主事業者事由で、事前に双方で取り決めた利用可能なパレットから他のパレットに積替える作業は、着荷主事業者側の業務範囲とする。着荷主事業者物流センターのラック高さに合わせるための段落とし作業も同様とする。

荷主・物流事業者に対する規制的措置のポイント【流通業務総合効率化法】（農水省資料より）

荷主・物流事業者間の**商慣行を見直し**、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図る。

すべての事業者

- ①**荷主***（発荷主、着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
* 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- 上記①②取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

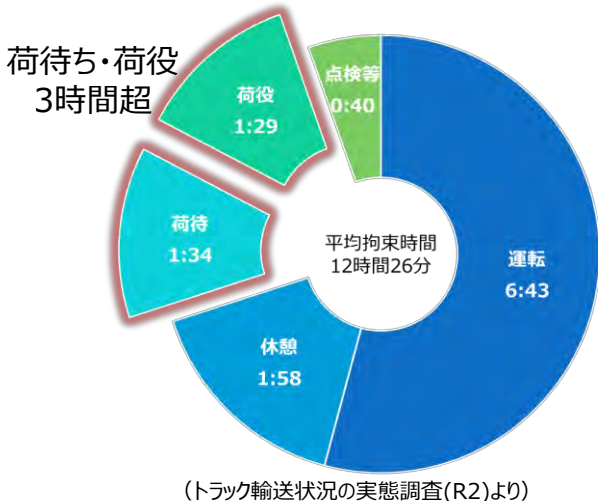
一定規模以上の事業者

- 上記①②の事業者のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。
- 特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】 --- 【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】 --- 【荷主等が取り組むべき措置の例】



取り組むべき措置	判断基準（取組の例）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載率の向上	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレット導入



パレットの利用による荷役時間の短縮

改正物効法関連の今後のスケジュール（想定）（農水省資料より）

- 今般の法改正により、物効法では流通業務総合効率化事業に関する規定に加え、ドライバーの運送・荷役等の効率化のための規制的措置が新設。
- 当該規制的措置については、事業者全般にかかる措置を公布後1年以内に、特定事業者にかかる措置を公布後2年以内に、それぞれ施行することとしている。

- 2024年5月15日 法律公布
 - 2024年6月28日 交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議 の立上げ
 - 2025年度～ 法律の施行①
 - 基本方針
 - 荷主・物流事業者の努力義務・判断基準
 - 判断基準に関する調査・公表等
 - 2026年度～ 法律の施行②
 - 特定事業者の指定
 - 中長期計画の提出・定期報告
 - 物流統括管理者（CLO）の選任等
- 合同会議での議論事項

3. サプライチェーン全体を繋ぐ情報流の現状

(1) 加工食品流通業界の情報流の現状

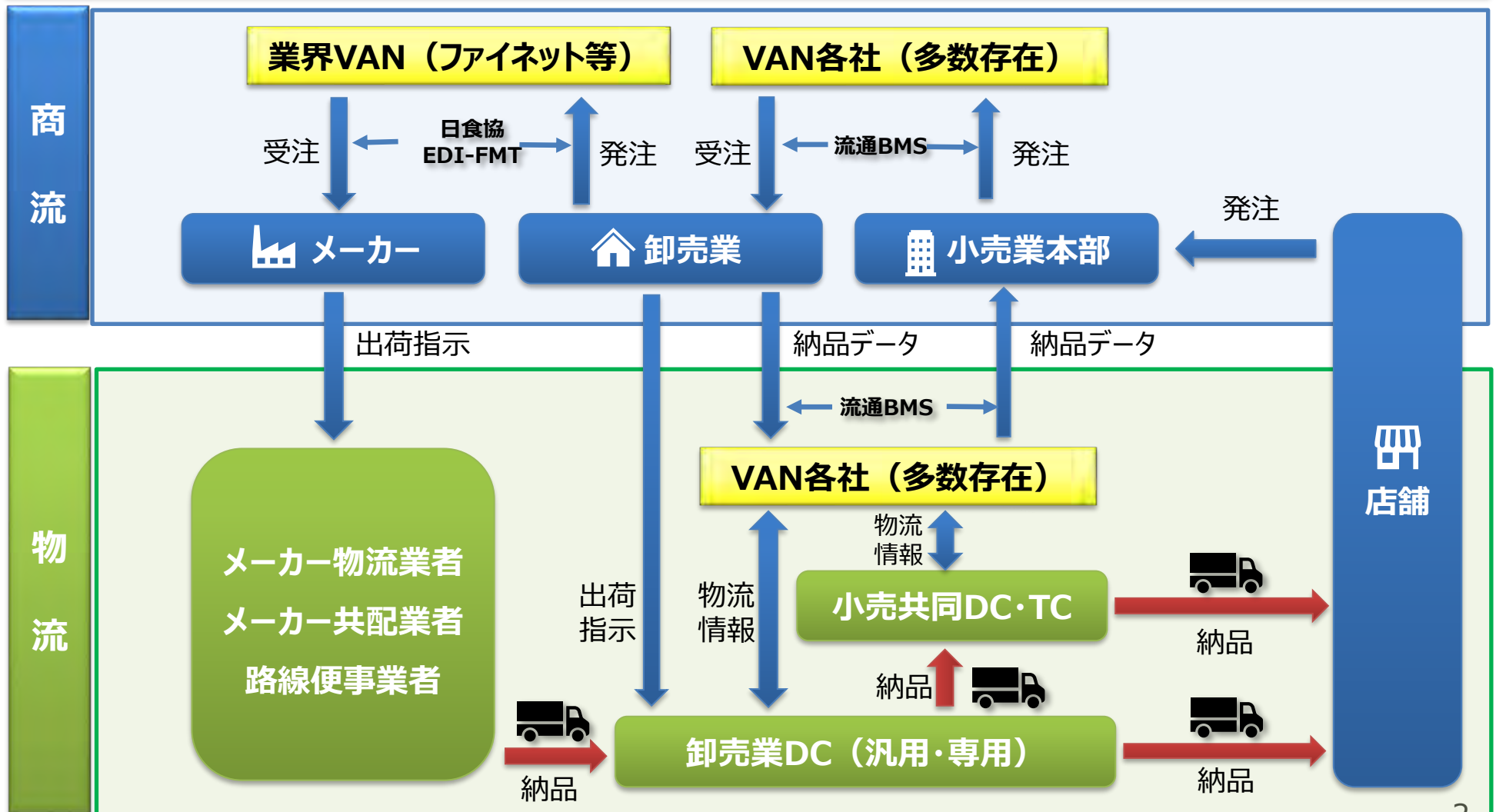
(2) メーカー・卸間の次世代標準EDIの検討

(3) 「事前出荷情報 (ASN)」の検討

(1) 加工食品流通業界の情報流の現状

現状と課題

- 卸・メーカー間 : ①商流 - 業界VANにより、標準化が進んでいる。多数を占める中小メーカーと卸間での効率化が課題。
 : ②物流 - 情報は紙媒体（納品伝票）のやり取り今だに主流で、電子的に情報が繋がっていない。
- 小売・卸間 : ①商流 - VAN事業者が多数存在し、卸側に負担が大きい。流通BMSも中小小売業には普及していない。
 : ②物流 - 納品情報は既にデータによりやり取りがされ、その信頼性に基づいた検品レスが実施されている。



(2) メーカー・卸間次世代標準EDI検討の経緯

卸・メーカー間における当協会の標準EDIフォーマット「酒類食品業界卸店メーカー企業間標準システム」は、1987年3月（昭和62年3月）に制定してから37年が経過し、それまでの間、時代の求めに応じて運用・仕様改善に取り組み、新データ種フォーマットの追加や既存フォーマットの改訂を行ってまいりました。

しかしながら、時代背景とした技術の進歩（回線・プロトコル等）やEDIフォーマットで当初想定していた運用と現状運用とのギャップ、デジタル通信サービス「INSネット」の終了、フォーマットの限界（1レコード128バイト等）、新データ種フォーマットの要望（納品伝票電子化、支払通知）等を受け、**今後の日食協標準EDIフォーマットをどの様にするかを考え、特に「持続可能な加工食品物流」を支えるEDI基盤の検討を進め**

2022年度	当協会内に「次世代標準EDI検討専門部会」を設け、現状の利用実態の把握と必要機能の整理を行い、 卸・メーカー間の次世代標準EDIのあるべき姿について検討を進め、その実現に向けてのロードマップ案を作成 した。 ※報告書は、日食協HPにて公開中。
2023年度	流通業界における「業務効率化」や「持続可能な加工食品物流」を支える卸・メーカー間のEDI基盤の高度化を進めるべく、 各団体等によるDPC協議会を立ち上げ、その中に「次世代EDI検討チーム」を設け、検討中 。 基本計画を策定する予定。

※日食協「次世代標準EDI検討専門部会」活動は継続。

・次世代標準EDI検討専門部会の検討からDPC体制の検討へ

■ 日食協「次世代標準EDI検討専門部会」

あるべき姿

流通BMS

今後は、日食協フォーマットをバージョンアップせず、
新たにメーカー・卸間BMSを構築し
流通BMSを製・配・販3層の標準化EDIとする。

物流（事前出荷（ASN）～受領）と請求～支払業務の高度化

※ 赤字を優先して検討を進める。

- **卸・小売間に比べ遅れている卸・メーカー間の事前出荷（ASN）～受領に関する物流の高度化を図る**
- 請求・支払のEDI化を押し進め、効率化と高度化を図る

以下、既存流通BMSメッセージの確認・検証と検討を行う。

- **物流** : **出荷（ASN）（DLフォーマット検討含む）、受領、返品**
- **債権債務** : 請求、請求鑑、支払

DPC（Data Platform Construction「データプラットフォーム構築」）協議会にて検討

日本経済新聞 電子版(2024年6月12日18:00)

味の素など食品8社、卸と物流電子化 荷降ろし時間半減 【イブニングスクープ】



物流センターでの検品作業はトラック運転手の長時間労働の一因だった
(5月、千葉県内の食品卸の倉庫)

日経電子版(2024.6.12) 記事要旨

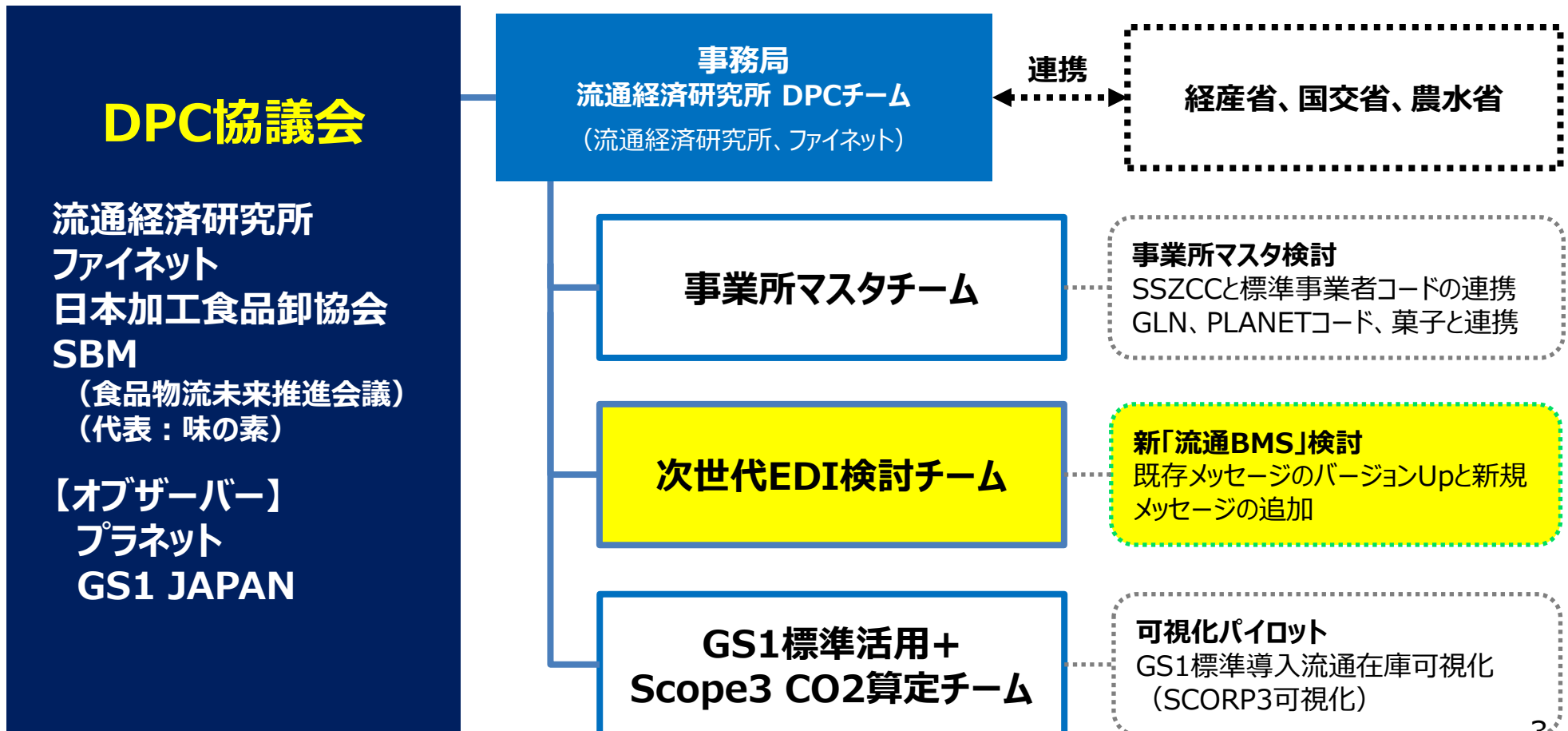
味の素やキューピーなど食品大手8社と卸が物流データを連携させる。拠点情報を共有し、荷物の情報を電子化することで、荷降ろしにかかる時間を半減させ、運転手の労働時間短縮につなげる。運転手の残業制限に伴って輸送能力が不足する「2024年問題」を受け、荷主であるメーカー側も対策を取り始めた。

8社と食品卸が使う共通システムを構築する。メーカーはほかにキッコーマン食品、ハウス食品、**カゴメ**、日清製粉ウェルナ、**日清オイリオグループ**、ミツカンが、卸は日本加工食品卸協会（東京・中央）に加盟する主要卸が参画する。メーカー8社のグループ売上高合計は加工食品市場の2割を占める。

共有項目などを詰め、受発注システムのファイネット（東京・中央）がシステム構築をし、25年度にも試験運用を始める。

・検討体制

- 今年、消費財物流の諸課題を協業で解決する仕組みを協議する**DPC (Data Platform Construction「データプラットフォーム構築」)協議会**を立ち上げ。
- 目的は、加工食品サプライチェーンにおける**データプラットフォーム構築の基本計画**を検討・策定する。
- **DPC協議会「次世代EDI検討チーム」**にて、卸・メーカー間の**次世代標準EDI**を検討する。



・DPC協議会の位置づけ

以下事例を創出することで、データプラットフォーム構築の足掛かりにする。

1. 統一取引先コードと標準事業所コードとの連携による標準事業所マスタ構築
2. 卸・メーカー間の納品情報のEDI化（伝票レス、検品レス等）
3. 上記 1, 2 を活用したCO2排出量算出サービス



※SIP：戦略的イノベーション創造プログラム

(3) 「事前出荷情報 (ASN)」の検討

1. 事前出荷情報（ASN）の定義と2つの目的

**事前出荷情報
(ASN)**

予めメーカーから卸店に、確定の出荷情報をデータにて伝達すること。

**伝票の
電子化**

納品伝票や受領書を電子化することで、メーカー・卸双方の紙保管コストやデータ照合コストの削減をする。

**荷受現場
の効率化**

予めメーカーから卸店へ確定の出荷情報をデータにて伝達することで荷受作業の効率化・省力化を実現する。

2. ASNレベルの整理

- ASN納品における納品業務の効率化の実効性を上げるため新たに**日別拠点別ASN(ASNレベル1)**を**実装し、検品レスの拡大**を図る。
- 納入物流事業者によるASNへの書込み可能とし、ASNへ導入障壁が大きく下がる事が想定される事より、『**ASNレベル2を基本選択**』ラインとしながら、『**ASNレベル1**』についても**導入効果が見込まれる**事より推進する。

レベル	データ内容	主な項目
ASNレベル1	日別拠点別アイテム別賞味期限別数量のASN情報	賞味期限
ASNレベル2	日別車両別アイテム別賞味期限別数量のASN情報	賞味期限・車両情報
ASNレベル3	日別車両別ユニット別アイテム別賞味期限別数量のASN情報	賞味期限・車両情報・ユニット情報

※ASN作成はメーカー以外に物流事業者が作成可能のASN基盤を検討する。

3. メーカー・卸（納品先業者）間の業務全容

- メーカーより賞味期限・数量を事前情報取得を前提に**メーカー・納品先間の検品は、外装確認や簡易検品(パレット数確認等)**のみとし**立会検品レス**実現し、それ以降の業務は卸側と業務とする。
- ASNレベル1簡易検品方法は、事前にメーカー・卸(物流事業者)にてパレット枚数or総個数を取決めする。
- メーカーの**持参物は配送指示書**のみとし、納品日翌日に**メーカーに受領データを送信することにより伝票レス**を実現する。

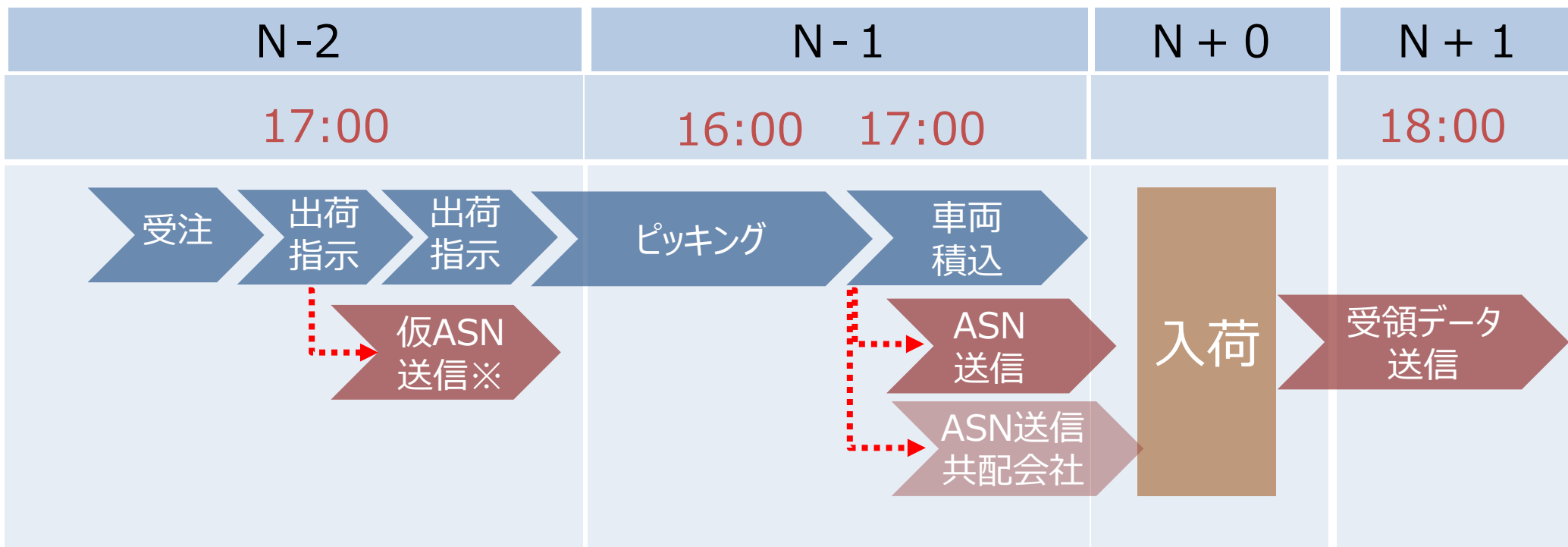
		入荷前事前確認 (N-1)		入荷当日(N+0)			入荷当日	N+1
				メーカー・卸間	卸(物流事業者)			
		賞味期限	数量	検品方法	格納ラベル	賞味期限	数量	
ASNレベル1 (明細単位)	賞味期限無	—	照合/確認	立会検品	通常検品		伝票レス 配送指示書 伝票不要	確認後 送信
	賞味期限有	ASN情報にて 照合確認		立会レス (パレット数 Or 個数) (外装確認)	発行 ※各社判断	格納ラベル発行時 に確認※各社判断		
ASNレベル2 (車両単位)	賞味期限無	—	照合/確認	立会検品	通常検品		伝票レス 配送指示書 伝票不要	確認後 送信
	賞味期限有	ASN情報にて 照合確認		立会レス (パレット数) (外装確認)	発行 ※各社判断	格納ラベル発行時 に確認※各社判断		
ASNレベル3 (ユニット単位)	賞味期限有	ASN情報にて 照合確認		立会レス (パレット数) (外装確認)	発行 ※各社判断	格納ラベル発行時 に確認※各社判断	伝票レス 配送指示書 伝票不要	確認後 送信

4. ASN送信・受領データ送信スケジュール

- ASNの送信スケジュールは、納品日前日17時までには送信することとする。尚、共配会社作成のASNは荷揃えのタイミングを考慮し、個別に協議する。
- 仮ASNの送信スケジュールは卸発注部署にて次回発注量決定に活用予定、発注日当日迄に納品日・数量等(賞味期限不要)を加味したデータを受注日当日17:00迄に送信する。
- 受領データ送信スケジュールはメーカー・卸間の債権債務確定締日も考慮し、納品日翌日18時までには送信する。

ASN
協力要件

- ・ASNデータ作成時間を確保する目的で卸⇒メーカーへの納品LTN-2を基本とする。
- ・車両積載率向上や倉庫荷役作業効率化のために可能な限りハイ面発注を行う。





 一般社団法人 日本加工食品卸協会